

大阪府障害者施策推進協議会 意思疎通支援部会
手話通訳ワーキンググループ運営要綱

平成30年8月3日
手話通訳ワーキンググループ 座長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第11条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会手話通訳ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 ワーキングは、大阪府障害者施策推進協議会要綱第2条に掲げる意思疎通支援部会の担当事務のうち、手話通訳に関する事務について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 ワーキングを組織する委員等（以下「ワーキング委員」という。）は3名以内とする。
2 ワーキング委員の任期は、1年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ワーキンググループ座長)

第四条 ワーキンググループ座長（以下「座長」という。）は、会務を掌理する。

(会議)

第五条 ワーキングの会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
2 ワーキングは、ワーキング委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 ワーキングの議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第六条 ワーキング委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第七条 座長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席ワーキング委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があるとグループ長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 ワーキングは、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 ワーキングの庶務は、福祉部障がい福祉室自立支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。